

#### 4-2-9 沿道サービス施設、火薬類製造所（法第34条第9号）

##### 法第34条（開発許可の基準）

九 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適當なものとして令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

##### 令第29条の7（市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適當な建築物等）

法第34条第9号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の令で定める建築物又は第一種特定工作物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等である建築物又は第一種特定工作物
- 二 火薬類取締法第2条第1項の火薬類の製造所である建築物

本号に該当するものには、以下の3つの施設がある。

#### 1 道路管理施設

道路の沿道等において、その道路の維持、修繕その他の管理を行うために公的な道路管理者が設置するのが許可対象となる。

#### 2 休憩所、給油所等

以下のすべての要件に該当するものが、許可対象となる。

(1) 用途が次のいずれかに該当すること。

##### ① 休憩所

自動車の運転者の休憩のための施設であり、いわゆるドライブイン及びその附属施設が該当する。

イ ドライブインは、次の要件のすべてに該当するものに限る。

- a その用途が日本標準産業分類／総務省（平成14年3月改訂）の「一般飲食店（中分類70）」（4-2-1の表4-6を参照）のいずれかに該当すること。ただし、客席が立食形式のみの飲食店は除く。
- b 客席数に見合う駐車スペースが確保されていること。

ロ ドライブインの附属施設は、次の要件のすべてに該当するものに限る。

- a 用途は、土産物、運転者用利便品等の物品販売コーナー、又は入浴施設（シャワー施設を含むが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に規定される店舗型風俗特殊営業の用に供する施設を除く。）であること。
- b 外部から直接出入りできる出入り口を有する等の独立した専用のスペースでないこと。
- c 当該用途のスペース（通路部分を含む。）の面積の合計は、客用のスペースの面積の20%以内、かつ、50㎡以内であること。

したがって、パチンコ店、ボーリング場、カラオケボックス、宿泊施設等はドライブインに該当せず、ドライブインの附属施設としても建築できない。また、住宅の併設も認められない。

##### ② 給油所

いわゆるガソリンスタンド（自動車用液化石油ガススタンド等、これに類するものを含む。）及びその附属施設が該当する。

なお、ガソリンスタンドの附属施設は、次の要件のすべてに該当するものに限る。

- a 用途は、土産物、運転者用利便品等の物品販売コーナーであること。
- b 外部から直接出入りできる出入口を有する等の独立した専用のスペースでないこと。
- c 当該用途のスペース（通路部分を含む。）の面積の合計は、客用のスペース（キャノピー部分を除く。）の面積の20%以内、かつ、50㎡以内であること。

(2) 主要な出入口を次のいずれかの道路に面して設けていること。

- ① 高速自動車国道
- ② 自動車専用道路
- ③ 一般国道
- ④ 主要県道
- ⑤ 日交通量が5,000台以上である道路

(3) 申請地が、当該予定建築物が建築できる市街化調整区域外の土地（当該道路に中央分離帯がある場合においては、当該道路の反対車線沿いの土地を除く。）から道のりで、1,000m以上離れていること。

ただし、主要な出入口を高速自動車国道、自動車専用道路又は次のいずれかの指定区間に面して設けるものについては、この限りでない。

- ① 主要地方道仙台松島線（利府町：延長約2,180mの区間）
- ② 国道4号（富谷町：延長約2,950mの区間）
- ③ 国道4号（大衡村：延長約3,100mの区間）
- ④ 国道286号（名取市：延長約1,800mの区間）
- ⑤ 市道熊野堂柳生線（名取市：延長約3,000mの区間）
- ⑥ 一般県道仙台館腰線（名取市：延長約730mの区間）
- ⑦ 一般県道岩沼海浜緑地線（名取市：延長約500mの区間）
- ⑧ 一般県道岩沼海浜緑地線（岩沼市：延長約590mの区間）
- ⑨ 一般県道石巻港インター線（東松島市：延長約1,350mの区間）

(4) 市町村の土地利用計画及び市町村の基本計画に支障をきたさないものであること。

### 3 火薬類の製造所

火薬類の製造所（火薬類取締法第2条第1項）が許可対象となる。